

独立行政法人 情報処理推進機構

平成 2 1 年度計画

独立行政法人 情報処理推進機構

目 次

・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1
1．ITの安全性向上に向けた情報セキュリティ対策の強化	
～誰もが安心してITを利用できる経済社会を目指した未然防御策等の提供～	1
1 - 1 情報システムに対する脅威へのプロアクティブな総合的対策	1
1 - 2 中小企業の情報セキュリティ水準の底上げと国民一般への普及・啓発	3
1 - 3 情報セキュリティ分野における国際協力の推進	4
1 - 4 情報セキュリティ対策を支える技術的評価能力の向上、分析機能の強化	5
1 - 5 社会がよりセキュアな製品・システムを享受できる環境の整備	6
2．情報システムの信頼性向上に向けたソフトウェアエンジニアリングの推進	
～信頼性の高いソフトウェアを効率的に開発するための手法・ツール・データベース等の提供・普及～	8
2 - 1 ソフトウェアエンジニアリング手法による 情報システム・ソフトウェアの信頼性確保	8
2 - 2 地域・中小企業のためのシステム構築手法の提供	10
2 - 3 海外有力機関との連携の強化	11
3．IT人材育成の戦略的推進	
～スキル標準、情報処理技術者試験に産学連携施策を加えたIT人材育成の一貫した流れの確立～	13
3 - 1 IT人材育成への総合的な取組み	13
3 - 2 産業競争力を強化するための高度IT人材の育成	13
3 - 3 地域・中小企業のIT化を促進する人材育成	14
3 - 4 ITのグローバル化への人材面での対応	15
3 - 5 突出したIT人材の発掘・育成と活躍できる環境の整備	16
4．開放的な技術・技術標準の普及及びソフトウェア利用者の利便性向上のための環境整備	
～システム連携等の相互運用性の確保に向けたオープンなソフトウェア基盤の整備～	18
4 - 1 オープンソフトウェアの利用促進	18
4 - 2 中小企業経営の革新を実現するITベンチャーへの支援	21
4 - 3 債務保証事業	22

・業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	23
1．PDCAサイクルに基づく継続的な業務運営の見直し	23
2．機動的・効率的な組織及び業務の運営	23
3．戦略的な情報発信の推進	24
3 - 1 ITに係る情報収集・発信等（シンクタンク機能の充実）	24
3 - 2 戦略的広報の実施	24
4．業務・システムの最適化	25
5．業務経費等の効率化	26
6．総人件費改革への取組み	26
7．調達の適正化	26
8．機構の情報セキュリティ対策の強化	26

・財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	27
1．自己収入拡大への取組み	27
2．決算情報・セグメント情報の公表の充実等	27
3．地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）	27

・予算（人件費見積りを含む。）収支計画及び資金計画	28
1．予 算	28
2．収支計画	28
3．資金計画	28

・短期借入金の限度額	28
・重要な財産の譲渡・担保計画	28
・剰余金の使途	28
・その他主務省令で定める業務運営に関する事項	29
1．施設及び設備に関する計画	29
2．人事に関する計画	29
3．中期目標期間を超える債務負担	29
4．積立金の処分に関する事項	29

（別 紙）

予 算	30
収支計画	35
資金計画	40

独立行政法人 情報処理推進機構 平成21年度計画

独立行政法人通則法第31条第1項に基づき、独立行政法人 情報処理推進機構（以下、「機構」という。）の平成21年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. ITの安全性向上に向けた情報セキュリティ対策の強化

～誰もが安心してITを利用できる経済社会を目指した未然防御策等の提供～

(1-1) 情報システムに対する脅威へのプロアクティブな総合的対策

(1-1-1) ウイルス等の脅威への対応

(1) 日々変化する脅威に適切に対応するとともに、有効な対策体制の整備を図る。

Web感染、可搬型媒体（USBメモリ）による脅威等に呼応した的確な情報の収集・分析及び提供を行うため、機構がこれまでに整備したZHA¹、TIPS²等の対策ツールの機能強化を行う。また、ゼロデイ攻撃への対策として、Exploitコード³等の解析により脅威を分析し、ゼロデイ攻撃の自動検出を行うためのツール開発に着手する。

標的型攻撃の検体の収集・分析を実施し、関係機関と連携しつつ、攻撃手口の解析、対策の策定を行うとともに、必要な情報提供を行う。

情報システム等の利用者意識やウイルス等による被害状況に関する調査を実施し、調査結果を公表する。また、脅威の変化に対応した被害状況を把握する新たな方法を検討する。

経済産業省・総務省連携プロジェクトのポット対策事業「サイバークリーンセンター（CCC）」のメンバーとして、情報セキュリティ対策ベンダと連携し、一般利用者のポット感染予防策の強化を図る。また、各種セミナー等を通じ、同事業の活動内容やポットに関する正しい理解の増進に努める。

ZHA、TIPS等のツールの運用やCCC活動等で得られた検体の活用方法を検討する。

(2) P2P⁴ファイル共有ソフト等を通じた情報漏えい対策に引き続き取り組む。

(3) 経済産業省の告示に従い、ウイルス及び不正アクセスの届出受付を行い、定期的に受付状況を公表するとともに、広く国民一般に対し傾向や対策等の情報提供を行う。

(4) 情報セキュリティ対策ベンダや情報セキュリティ関連団体と連携し、機構が中心となって一般利用者や情報セキュリティ専門家への最新のウイルス対策等の普及・啓発を積極的に推進する。

¹ ZHA：機構で収集したウイルス等を迅速に解析し、概要、対策情報等の解析結果をデータベースに蓄積、公開するシステム。

² TIPS：不正プログラムの感染等を通じて一般利用者に危害を及ぼす可能性のある悪意あるWebサイトを探索して、危険情報の提供を行うためのツール。

³ Exploitコード：OSやアプリケーションの脆弱性を突いたり、誤動作を引き起こすための系口に用いることが可能な、攻撃に悪用されやすい小さなプログラムや技法に関する情報のこと。

⁴ P2P：Peer to Peer。サーバ等を介さずに、直接ファイル等の情報を送受信する利用形態。

(5) インターネット定点観測システムで得られる情報を活用し、一般利用者のPCへの不正アクセスの状況及びその対策について、分かりやすい情報提供を行う。

(1 - 1 - 2) 情報システムの脆弱性に対する適切な対策の実施

(1) 経済産業省の告示に従い、脆弱性関連情報の届出受付を行い、定期的に受付状況を公表するとともに、関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報をより確実に利用者に提供する手法の検討を実施する。

(2) 情報システムの利用者及び開発者等による脆弱性対策のより確実な実施を促進するため、機構がこれまでに整備したツール・データベース等の機能強化等を行う。

「JVN⁵iPedia」(脆弱性対策情報データベース)の統計情報可視化、CPE⁶の管理機能強化及びコンテンツの充実(英語情報の発信強化)を実施する。

脆弱性対策分野での機械化処理プロトコルであるSCAP⁷等の動向を踏まえ、利用者の利便性と脆弱性対策の取りこぼし防止のために「MyJVN」(情報システム利用者の脆弱性対策支援ツール)にソフトウェア等のバージョンやセキュリティ設定の確認等の機能を設ける。

ウェブサイトに対する新たな攻撃パターンに対応するため、ログを解析し外部からの攻撃の痕跡を検査する「ウェブサイト脆弱性のログ解析型検査ツール」

(iLogScanner)の検出機能の改善に着手する。

組込み機器や情報家電等の開発者に利用されているプロトコルであるTCP/IP⁸及びSIP⁹他の脆弱性検証ツールについて、新たな既知の脆弱性に対応する。

(3) Webサイト運営者や製品開発者が脆弱性対策の必要性及び対策手法等を自ら学習することを支援するため、体験型の脆弱性学習・検証ツールの開発に着手する。

(4) 情報システム等の脆弱性に関する新たな取扱いについて、以下の取組みを行う。

脆弱性関連情報の届出受付における組込み機器、生体認証機器等の脆弱性の取扱いについて、「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」等で着実に検討を実施する。

我が国が強みを持つ自動車に関する組込みシステムの情報セキュリティについて、平成20年度の「自動車と情報家電の組込みシステムのセキュリティに関する研究会」の成果を踏まえ、セキュリティ対策促進の普及・啓発ガイド等を作成するとともに、将来の技術動向を念頭に置いた安全性確保のあり方の検討を行う。

バイオメトリクス(生体情報)による認証システムの最新事例の追加収集等を行い、生体認証システムの導入・運用の正しい理解を深め、適切な利用を促進する。また、海外の生体認証精度¹⁰評価手法等の調査を実施し、海外とのネットワークを構築する。

⁵ JVN: Japan Vulnerability Notes。

⁶ CPE: Common Platform Enumeration。

⁷ SCAP: Security Content Automation Protocol。

⁸ TCP/IP: Transmission Control Protocol/Internet Protocol。

⁹ SIP: Session Initiation Protocol。

¹⁰ 生体認証精度: 被験者から収集した生体情報を利用して照合を行った回数中の、本人拒否あるいは他人受入の発生率。

(1 - 1 - 3) 社会的に重要なシステムに関する対策支援

- (1) 重要インフラ事業における制御システムでの脆弱性リスク削減及び脅威への対応等について、平成20年度の成果を踏まえ、必要に応じて海外の最新動向の調査を実施するとともに、専門家の協力を得て、これらの収集した情報等を整理し、当該事業者等への情報提供を行う。また、制御システムを実運用に近い実証環境で評価することができるテストツールの仕様の調査に着手する。
- (2) JPCERT/CC¹¹と協力して、「重要インフラ情報セキュリティフォーラム」を開催し、重要インフラ事業者及び関連情報システム開発・運用者に対するセキュリティ強化のための普及・啓発を行う。

(1 - 2) 中小企業の情報セキュリティ水準の底上げと国民一般への普及・啓発

- (1) 平成20年度に作成した中小企業の情報セキュリティ対策に関するチェックシート等について、機構の情報セキュリティセミナーや各種関係団体との連携を通じ、普及・啓発を行う。また、中小企業の情報セキュリティ対策の実状を踏まえて、必要に応じてチェックシート等の改訂を行う。さらに、平成20年度の成果の普及の一環として、中小企業向けの情報セキュリティ学習ツールの開発・提供等を行う。
- (2) 地域の中小企業等に対して、情報セキュリティ対策を推進するための情報セキュリティセミナーを25か所以上で開催する。中小企業の情報セキュリティ対策に関するチェックシート等をコンテンツに加え、セミナー内容のさらなる充実を図る。セミナー開催地でアンケートを行い、地域の特性等を把握し、今後の活動に反映させる。
- (3) 地域の情報セキュリティの中核となる団体と連携し、情報セキュリティセミナーの開催等の普及・啓発活動を行う。また、地域の中核団体との連携構築（平成20年度までの2地域に加え、新たに2地域以上）を通じ、地域での身近な情報セキュリティ人材を育成するための協力体制強化を目指す。
- (4) 「情報セキュリティ対策ベンチマークシステム」の提供を引き続き行うとともに、蓄積データを分析し、集計結果の公表等を行う。
- (5) 「情報セキュリティ標語・ポスター表彰事業」（韓国情報保護振興院（KISA¹²）との共同事業）を通じ、若年層の情報セキュリティ意識の醸成と向上を図る。また、同事業の国内応募者の裾野の拡大に努めるとともに、国際展開に取り組む。
- (6) 情報セキュリティに関する現状と展望等をまとめた「情報セキュリティ白書」を年次出版し、一般ユーザ等への普及・啓発等に活用する。
- (7) 広く国民一般に情報セキュリティ対策を周知するため、以下の啓発活動を実施する。
大手ポータルサイト等に働きかけ、機構が作成したコンテンツを提供し、より多くのPC等利用者に対して広く情報提供を行う。

¹¹ JPCERT/CC : Japan Computer Emergency Response Team Coordination Center.

¹² KISA : Korea Information Security Agency.

「情報セキュリティ情報Navi（セキュリティ情報RSS¹³ポータル）」、「セキュリティ用語集構築環境システム」等のツールを活用し、Web等を通じた情報セキュリティ対策に関する情報提供の充実を図る。

(1-3) 情報セキュリティ分野における国際協力の推進

) アジア地域における国際協力の推進

(1) ASEAN¹⁴諸国を中心に、情報セキュリティ向上に役立つIPA保有ツールの提供等の支援を実施する。

東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA¹⁵)活動に協力し、アジア地域において、情報セキュリティ対策水準の向上に寄与するアジア共通情報セキュリティ対策ベンチマークシステムの開発に取り組む。

アジアにおける評価・認証技術の向上、各種情報の共有化等を図るため、日本、韓国、シンガポール、マレーシア等によるAISEC(Asian IT Security Evaluation and Certification)Forumを設立し、第1回会合を日本で開催する(平成21年5月予定)¹⁶。

) 情報セキュリティに関する国際的な標準化への対応

(1) 情報セキュリティ分野と関連の深い国際標準化活動であるISO/IEC¹⁷ JTC1 SC27¹⁸が主催する国際会合(年2回)へ、機構職員を派遣し、活動成果の国際規格への反映を働きかけるとともに、収集した国際規格動向を踏まえ、今後の事業への反映を行う。

(2) 情報システム等がグローバルに利用される実態に鑑み、以下のような脆弱性対策の国際的な標準化活動等に参画し、情報システム等の国際的な安全性確保に寄与する。

- ・ 米国標準技術研究所(NIST¹⁹)の脆弱性対策確認の機械化処理の規格SCAPの我が国における活用推進
- ・ ISO/IEC JTC1/SC27/WG3で検討されている脆弱性情報の公開方法関連規格(RVD²⁰)の策定参画
- ・ FIRST²¹の共通脆弱性評価システム(CVSS²²)の仕様拡張検討

) ITセキュリティ評価及び認証(コモンクライテリア:CC)制度関連における国際協力の推進

(1) コモンクライテリア承認アレンジメント(C CRA²³)へ、機構職員を派遣し、活動成果(ソースコードも活用した評価手法の実証作業を含む)の反映を働きかける。

また、「ICCC(International Common Criteria Conference)2009」での発表等により、機構(及び日本)のプレゼンスを高める。

¹³ RSS: RDF(Resource Description Framework) Site Summary。

¹⁴ ASEAN: Association of Southeast Asian Nations。

¹⁵ ERIA: Economic Research Institute for ASEAN and East Asia

¹⁶ 当初、平成21年2月の開催を予定していたが、参加国のスケジュールが合わず、見送りとなった。

¹⁷ ISO/IEC: International Organization for Standardization/ International Electro-technical Commission。

¹⁸ JTC1/SC27: Joint Technical Committee 1/ Subcommittee 27。

¹⁹ NIST: National Institute of Standards and Technology。

²⁰ RVD: Responsible Vulnerability Disclosure。

²¹ FIRST: Forum of Incident Response and Security Teams。

²² CVSS: Common Vulnerability Scoring System。

²³ CCRA: Common Criteria Recognition Arrangement。

) 暗号モジュール試験及び認証関連分野における国際協力の推進

- (1) 米国NISTとの協調関係の強化を図り、新しい暗号モジュールセキュリティ要件の規格FIPS²⁴140-3の実現に向けて、NISTにおける内部レビューに積極的に参加し、国際標準との整合性確保に貢献する。
- (2) JCMVP²⁵、CMVP²⁶共通の模擬モジュールを用いた試験機関候補の試験能力判定及び試験要員の訓練を可能とするため、平成20年度よりNISTと共同開発している模擬暗号モジュールの開発を継続して実施する。

) 国際的な関係機関との連携

- (1) 米国NIST、欧州ENISA²⁷、独国フラウンホーファSIT²⁸等の情報セキュリティ関係機関との国際的な連携を強化する。
- (2) 韓国情報保護振興院（KISA）との定期会合を実施する。
- (3) 平成21年に京都で開催されるFIRST年次会合において、脆弱性情報に関する発表等を通じて、機構のプレゼンスを高める。
- (4) 情報セキュリティ白書の英語版を作成し、上記関係機関との意見交換に活用する等、情報セキュリティ分野における日本の情報発信の向上に寄与する。

(1-4) 情報セキュリティ対策を支える技術的評価能力の向上、分析機能の強化

- (1) CRYPTREC²⁹の事務局業務を行うとともに、情報システム等のセキュリティ技術の基礎となる暗号アルゴリズムの安全性監視活動を実施する。

- (2) 暗号の世代交代に対応するため、以下の取り組みを行う。

電子政府推奨暗号リストの改訂に伴う新規提案暗号技術の実装評価とサイドチャネル攻撃耐性評価のための環境を整備する。

暗号技術監視委員会の活動の一環として、電子署名法の施行指針の改定に伴う特定認証業務や民間認証局向けの移行計画・事業継続計画（BCP³⁰）に関するガイドラインの策定を行う。

平成20年度に開発した安全性評価ツール等を活用し、電子政府推奨暗号リストの改訂に伴う現行のハッシュ関数アルゴリズムの安全性評価やNISTが公募している次期ハッシュ関数採用候補の安全性評価を実施する。

暗号技術監視委員会の活動の一環として、CRYPTRECにおける電子政府推奨暗号リストの改訂に伴う評価基準の策定を行うとともに、提案暗号技術の外部評価を行うための評価者の選定を行う。また、国内で開催される暗号アルゴリズム専門家会合等を活用し、暗号リスト改訂に関する周知を行う。

²⁴ FIPS : Federal Information Processing Standard.

²⁵ JCMVP : Japan Cryptographic Module Validation Program, 暗号モジュール試験及び認証制度。

²⁶ CMVP : Cryptographic Module Validation Program

²⁷ ENISA : the European Network and Information Security Agency

²⁸ SIT : Fraunhofer Institute Sichere Informations-Technologie.

²⁹ CRYPTREC : CRYPTography Research and Evaluation Committees.

³⁰ BCP : Business Continuity Plan.

- (3) 情報セキュリティ対策を推進するためのリスクや、リスクに対する人間の行動・投資等について調査及び社会科学的分析を行う。また、国内関連機関等との共催によるワークショップの開催等を通じ、コストや対策の成果、社会システムにおける対策行動の位置付け等を明らかにする。
- (4) 社会・政府の要請に応じて、情報セキュリティに関する技術対策支援を行う。
- (5) 独立行政法人産業技術総合研究所（AIST³¹）、独立行政法人情報通信研究機構（NICT³²）等の関連機関との連携の強化を図る。
- (6) 情報セキュリティ産業の構造自体の変化や市場のダイナミズム等の実態や相関に関する調査を行い、我が国における情報セキュリティ施策のあり方の検討を行う。
- (7) クラウド・コンピューティングを想定したセキュリティ技術の動向等の調査を行う。

(1-5) 社会がよりセキュアな製品・システムを享受できる環境の整備

(1-5-1) ITセキュリティ評価及び認証制度

- (1) ITセキュリティ評価及び認証制度について、開発者・評価機関等によるコモンクライテリア・タスクフォース（CCTF）等を活用して、以下の取り組みを行う。

費用対効果を勘案した上で、必要な制度や運営の改善を行い、利用の拡充を図る。また、技術者育成のための講座を開催し、ITセキュリティ評価及び認証制度のより一層の普及を促進する。

JIWG³³、JHAS³⁴等との信頼関係を維持しつつ、セキュリティLSI³⁵等を用いたシステムの安全性評価体制の構築に向け、評価能力向上や我が国の独自性のある評価能力の確立のための方策を検討し、推進する（国内における関係機関等の人材育成を含む）。認証書発行までにかかる期間の短縮に努め、機構内での処理期間を40日（就業日ベース）以内とすることを目指す。

平成21年秋以降に予定されているCCRAによる我が国の制度に対する審査に向けて必要十分な準備及び審査対応を行う。

(1-5-2) 政府調達等における情報セキュリティの確保

- (1) 政府と連携し、政府情報システム調達においてCC制度及びJCMVP制度の認証取得が入札条件となるべき具体的な対象等の検討を行う。
- (2) 情報システム構成機器等のセキュリティ要件確認を支援するツール開発に着手する等、政府機関等の情報システムにおける情報セキュリティのPDCAサイクルの確認プロセスの支援等を行う。

³¹ AIST: Notional Institute of Advanced Industrial Science and Technology.

³² NICT: National Institute of Information and Communications Technology.

³³ JIWG: JIL Working Group. 欧州5カ国のCC認証機関からなるJHASの上位団体。

³⁴ JHAS: JIL Hardware Attack Subgroup. 欧州のCC認証機関、評価機関、スマートカードベンダ、ユーザ等からなる作業部会。

³⁵ セキュリティLSI: セキュリティ機能を搭載したLSI (Large Scale Integration)。

(1 - 5 - 3) 暗号モジュール試験及び認証制度 (JCMVP)

- (1) 制度手続の改善を行い、利用の拡充を図る。また、必要に応じて制度運営に用いる各種ツールの整備を行う。
- (2) 次世代の暗号モジュール試験関連規格 (FIPS140-3等) に対応するため、セキュリティLSIに対するサイドチャネル攻撃を含む耐タンパー性評価を行うための人材の育成を行う。
- (3) JCMVP制度及びFIPS140-3、FIPS140-3DTR³⁶の紹介セミナー等を通じて積極的な広報活動を展開する。また、FIPS 140-3、FIPS 140-3DTR等の暗号モジュール試験及び認証制度関連文書の翻訳を実施し成果を公表する。

³⁶ DTR : Draft Technical Report。技術資料原案。

2．情報システムの信頼性向上に向けたソフトウェアエンジニアリングの推進

～信頼性の高いソフトウェアを効率的に開発するための手法・ツール・データベース等の提供・普及～

(2-1)ソフトウェアエンジニアリング手法による情報システム・ソフトウェアの信頼性確保

(2-1-1)情報システム・ソフトウェアにおけるディペンダビリティ³⁷の確立に向けた取組み

- (1) 高信頼性システム開発手法として重要性が増しつつある形式手法について、多種多様な同手法のうち主要なものを対象に、システムライフサイクルにおける適用範囲、スキル、工数、コスト、得られる成果の期待値等に関する調査を行う。また、本調査結果を踏まえ、適切な手法を選択するためのガイドライン作成に向けたフレーム（案）を構築する。
- (2) 経済産業省による形式手法の適用状況調査の結果を踏まえ、高信頼化技術の適用領域及び産業界への効果等を整理する。また、高信頼化技術を利用したパイロットシステムの機能要件の検討に着手する。
- (3) ディペンダビリティの確立には安全設計、高品質設計という技術要素だけでなく、ヒューマンスキル等の人的要素も重要であるため、航空機等のシステムライフサイクルを対象として、これらの要素を中心に必要とされるスキル要件の調査を行う。
- (4) ディペンダビリティ確立への要求度が高い重要インフラ分野について、平成20年度の重要インフラ情報システム信頼性研究会における議論を踏まえ、障害の再発防止に有用な情報を収集・分析するための「障害事例共有サイト」の構築に着手する。具体的には、障害事例の収集項目及びシステム要件の検討を行う。
- (5) 経済産業省の情報システムの信頼性向上のためのガイドライン（第2版）³⁸に準拠した「信頼性評価指標」に基づき、ユーザが自社システムの信頼性を客観的に評価することができる「情報システム信頼性自己診断ツール」を開発し、公開する。また、当該ツール利用企業から収集した基礎データを活用し、信頼性評価指標のさらなる精緻化を図る。
- (6) 情報システムと組込みシステムが一体化した統合システムにおける信頼性向上のため、システム障害発生時の波及効果及びシステム安定性を設計段階でシミュレートすることができる「統合システム設計環境システム」のプロトタイプを開発する。

(2-1-2)エンタプライズ系プロジェクト

- (1) 上流工程、特に要件定義における信頼性向上のための管理方法（IESE³⁹の技術である品質予測手法HyDEEP⁴⁰を含む。）の事例を収集するとともに、現場での適用性等を調査する。また、国内のビジネス実態に則したソフトウェア開発上流工程での成果物の品質予測手法を確立し、体系的な整理を行った上で、品質予測のガイドとして公開する。

³⁷ ディペンダビリティ：信頼性・安全性。

³⁸ 情報システム信頼性の向上に関するガイドライン（第2版）：平成21年3月24日 経済産業省より公表。

³⁹ IESE: Institute for Experimental Software Engineering。

⁴⁰ HyDEEP：CoBRA法に基づく品質予測手法。

- (2) 上流工程のうち、要件定義から外部設計におけるユーザ・ベンダ間の合意形成を確実なものとするため、ユーザ視点を強化した「発注者ビューガイドライン」(平成20年度公開)の改訂版を作成し、公開する。
- (3) ソフトウェア開発における多様な開発方法(アジャイル開発⁴¹/リーン開発⁴²等)について、平成20年度に実施した基礎調査の結果を踏まえ、それぞれの開発方法の適用領域及び開発を成功に導く要因を明確にするための調査を実施する。さらに、本調査により得られた知見を活用し、ウォーターフォール型以外の開発方法におけるソフトウェアエンジニアリングの研究を行う。

(2-1-3) 組込み系プロジェクト

- (1) ESQR⁴³に基づく品質管理手法を上中流工程に拡張するため、手法の適用可能性及び効果について、実証的データに基づく研究を実施する。また、本研究結果をソフトウェア開発プロジェクト可視化ツール(EPM⁴⁴ツール)の拡張機能に活用する。
- (2) 組込み分野において使用比重が高まりつつあるC++言語を対象としたコーディング作法を開発する。平成22年度早期の書籍化に向け、平成20年度に収集したルールの分類及び整理を行う。
- (3) 平成20年度に行った実証実験により有効性が確認されたESPR⁴⁵及びESMR⁴⁶について、より多くの開発現場での活用を促進するため、一貫した事例をベースとした標準的導入プロセス及び演習例題からなるESPdE(Embedded System development Project design Exercise)の開発に着手する。平成21年度においては、基本設計を完了する。
- (4) これまでに確立された設計手順や参照すべきデザインパターン等を体系化し、設計段階の信頼性・安全性を高めることを目的とした参照基準ESDR(Embedded System development Design Reference)の策定に着手する。平成21年度においては、基本パターンの収集及び整理を行い、概念書の作成を目指す。なお、本活動には、信頼性、安全性それぞれの領域で先進的な大学等の研究成果も取り入れる予定である。
- (5) 組込みシステム開発者、経営者が自らのプロジェクト立案等に際し、開発効率、品質等に関する定量データを参照、分析することができる「組込み系データ集(仮称)」の開発に着手する。平成21年度においては、収集すべきデータの形式、収集戦略の検討を行う。なお、本活動には、先進的な大学等の研究成果も取り入れる予定である。

⁴¹ アジャイル開発：要求仕様の変更を迅速にソフトウェア開発に反映する手法の一つ。

⁴² リーン開発：アジャイル開発のひとつで、製造業を中心に展開されている無駄をなくす等のリーン生産方式の考え方(リーン思考)をソフトウェア製品に適用したもの。

⁴³ ESQR：Embedded System development Quality Reference。

⁴⁴ EPM：Empirical Project Monitor。ソフトウェア開発現場でのプログラム改編、バグ対処などの状況可視化のためのツール。

⁴⁵ ESPR：Embedded System Process Reference。

⁴⁶ ESMR：Embedded System development Management Reference。

(2 - 1 - 4) 検討体制の効率化及び活性化

- (1) SEC委員会の「産学連携の場」としての機能を向上させるため、平成20年度の活動を踏まえて運営の効率化を図る。また、ユーザ企業との連携やユーザ企業に対する成果発信の強化を図るとともに、新たに2つの委員会を立ち上げ、次のテーマに取り組む。
- ・重要インフラ分野における情報システムの品質・信頼性確保に関する実証的なデータ（事故データ等）の収集及び分析
 - ・非機能要件グレードの評価・検証及び構造的な記述法の開発と有効性の実証

(2 - 2) 地域・中小企業のためのシステム構築手法の提供

- (1) ソフトウェア開発プロジェクト可視化ツール（EPMツール）について、中小企業を含め一層の普及を図る観点から、Windows環境での機能性・利便性向上、分析・可視化機能拡充、要求定義書・設計書（UML）量計測機能等の追加を行い、段階的に公開する。また、先進的な地方公共団体やユーザ企業における実践も視野に入れ、機能強化したEPMによる実証実験を行う。
- (2) 企業におけるシステム品質・信頼性の向上への取組みを促進するため、国際標準に適合したプロセス改善モデルであるSPEAK-IPA版⁴⁷に基づく認証制度の確立を目指す。
- SPEAK-IPA版を国内に普及させるために、参照国際規格の進展に合わせ、企業への具体的な導入を指導できる人材を育成する。
- 民間主体による継続的運用を視野に入れ、人材育成のための教育機関の認定、受講者の認証を含めた「プロセス改善推進制度創設プラン」（仮称）を策定する。
- (3) 民間主体による組込みスキル標準（ETSS⁴⁸）利活用の継続的推進を支援するための基盤整備に向け、以下の取組みを行う。
- ETSS導入推進者、地域ETSS普及推進者向けの教育研修用教材を開発し、eラーニングシステム等も活用した教育研修を実施する。
- 基本管理システム、スキル診断システム、スキル分析システムを開発し、ETSSの導入及び実運用を支援する基盤を整備する。
- 「導入推進者制度」の確立に向け、関連する規程類の整備を行う。
- (4) 平成20年度に検討を行ったIT投資評価のフレームワークについて、GQM法⁴⁹を取り込んだ拡張を行う。また、その有効性を確認するための実証実験を5件以上行い、中小企業にも有効活用できる同フレームワークを完成させるとともに、公開・普及を行う。
- (5) 平成20年度に引き続き、CoBRA法⁵⁰を用いた国内向け見積りツールの開発を行う。平成21年7月より試行版で実用性検証を行い、その結果を反映させた一般公開版を平成21年度末に公開する。

⁴⁷ SPEAK-IPA版：Software Process Evaluation & Assessment Kit-IPA。新日鉄ソリューション株式会社が開発したSPEAKをベースに社団法人情報サービス産業協会のSPINACHを組み込んだものでプロセス改善部会が両者の許可を得て改良。

⁴⁸ ETSS：Embedded Technology Skill Standards。

⁴⁹ GQM法：Goal Question Metrics。目標達成のメトリクスを定義するためのトップダウンの方法。

⁵⁰ CoBRA法：Cost Estimation, Benchmarking, and Risk Assessment。少数の過去プロジェクトデータと経験豊富なプロジェクトマネージャの知識を組み合わせ、コスト見積りモデルを構築する手法。

(6) 中小企業におけるプロセス改善手法（SPINACH）の導入を促進するため、網羅的かつ簡便に改善計画の策定・実施に結びつけることができるパッケージの開発・提供を行う。なお、この方式は、現在、国際標準の場（SC7/WG24）で検討が進められている中小企業向けプロセス改善の参照モデルとして提案する。

(7) 地域・中小企業におけるソフトウェア開発データの活用を促進するため、以下の取り組みを行う。

メトリクス活用による定量的評価手法普及のため、ソフトウェア開発データを新たに200件以上収集するとともに、引き続きデータの精査・分析を実施する。また、地域・中小企業での活用を促進するため、「ソフトウェア開発データ白書」において中小企業の利用を考慮した構成の見直しを行う。

「ソフトウェア開発データ白書」や分析支援ツールによる結果を迅速に公開できるよう、SEC内分析基盤の強化を図る。

プロジェクト診断利用企業の拡大を図るため、プロジェクトデータの更新、分析範囲の拡張等、プロジェクト診断支援ツールの機能強化を行う。

(8) 様々な普及ツールを活用し、地域・中小企業へのソフトウェアエンジニアリング手法の導入促進及び高度化支援を行うとともに、参加者等からの意見を収集し、今後の普及方策にフィードバックする。

連携協定を締結している地域や地域ソフトウェアセンターと協力し、中小企業を対象とするSEC主催セミナーを30回以上開催するとともに、要請に応じて機構職員を講師として派遣し、直接SEC成果の普及を図る。

SEC成果を書籍（SEC BOOKS）として出版し、SEC主催セミナー等の教材として活用するとともに、セミナー等に参加できない中小企業に対しても成果の普及を図る。

有効性を考慮しつつ、外部専門展への出展を行う。

ソフトウェアエンジニアリングに関する理解促進及び最新情報の周知のため、「SEC journal」の季刊及び特集号の発刊を行う。また、企業を中心とした実践的な取り組みを推進するため、「『SEC journal』論文賞」への投稿の増加に向けた取り組みを行う。

(9) 前年度に引き続き、経済産業省が実施するソフトウェア産業調査等を支援する。

また、本調査を通じて、SECの取り組むべき課題の抽出、SEC成果の利用状況、効果等について経年変化を含めた測定を行う。

(2 - 3) 海外有力機関等との連携の強化

(2 - 3 - 1) 海外有力機関との共同研究等の実施

(1) 実践的ソフトウェア工学の先進的研究の動向の把握及び国内展開における課題解決に向け、IESEとの共同研究を引き続き実施する。従来実施していた見積り手法のCoBRAやプロセス改善のQIP手法⁵¹に加え、平成21年度の新たなテーマとして、品質予測手法のHyDEEPやIT投資評価のGQM法等の国内企業への展開に取り組む。

⁵¹ QIP手法：Quality Improvement Paradigm。IESEが提唱するGQMをプロセス改善に適用した評価手法。

(2) 代表的なプロセス改善の先行モデルであるCMMI⁵²及び高信頼性ソフトウェア開発、ベンチマーキングの最新の研究動向を把握するため、米国SEIと情報交換を行う。

(2-3-2) SEC成果の国際標準化等

(1) ETSSの国際標準化に向け、以下の取組みを実施する。

ETSSを形式的な記法を用いて表現するメタモデルの開発を継続し、具体的なスキルデータを用いた検証を行うとともに、ETSSにおける記述文法を作成し、「メタモデル（国際規格ドラフト案）」を作成する。

ETSS国際シンポジウムを開催し、ETSSの国際的認知度の向上を図る（平成21年5月、東京）。

「ETSS2008概説書」、「ETSS導入推進者ガイド」の英訳を行い、ETSSに関する取組みを海外に紹介する。

ETSSと関連の深いスキルマネジメント関連の国際標準に関する新規標準策定や改訂作業の状況について、平成20年度に引き続き動向把握調査を行う。

ISO⁵³、OMG⁵⁴等の国際標準化活動に定期的に参画し、ETSSの国際標準化に向けた働きかけを継続的に行う。

(2) 国際標準化に向けて検討が進められているベンチマーキング(ISO/IEC 29155シリーズ)及び品質保証(同25000シリーズ)について、欧米豪亜各地域における最新の定量データ活用動向を調査するとともに、「ソフトウェア開発データ白書」等日本の定量データに関する成果の英訳を行い、国際会議等において積極的に紹介する。また、JIS関連規格の制定作業を加速化し、日本発のファストトラックでの国際標準制定を目指す。

(3) 平成20年度に引き続き、コーディング作法(C言語版)のJIS化を目指し、JIS化原案作成委員会活動への支援を行う。

(4) エンタプライズ系の「見える化」、組込み系のETSS及びESxR等の国内で実績のあるSEC成果の英訳を行い、国際標準化に向けた活動の一環として、アジア域内における理解促進活動を展開する。

⁵² CMMI : Capability Maturity Model Integration。システム開発を行う組織がプロセスを改善するためのガイドライン。

⁵³ ISO : International Organization for Standardization。

⁵⁴ OMG : Object Management Group。

3 . IT人材育成の戦略的推進

～スキル標準、情報処理技術者試験に産学連携施策を加えたIT人材育成の一貫した流れの確立～

(3 - 1) IT人材育成への総合的な取組み

- (1) 情報システムの発展を見据えた将来像とそのため我が国が今育てるべきIT人材像について検討を行うとともに、「IT人材育成審議委員会」(年度内2回開催)等の場を活用し、IT人材育成に関する政策提言を含めた総合的な施策等についての検討を行う。
- (2) 平成20年度に引き続き、「IT人材市場動向調査」を実施し、今後のIT人材育成施策立案に資するとともに、「IT人材白書」として取りまとめ、一般公開する。

(3 - 2) 産業競争力を強化するための高度IT人材の育成

(3 - 2 - 1) 共通キャリア・スキルフレームワーク、スキル標準の強化及び普及

) 各スキル標準における整合性確保

- (1) 「スキル標準戦略委員会」を新たに設置し、共通キャリア・スキルフレームワーク及びスキル標準の将来の方向性及び改訂内容等について、関係者の協力を得つつ全体最適の視点から検討を行う。
- (2) ITスキル標準については、「ITスキル標準推進委員会」を開催し、職種別委員会の方向付けやITスキル標準の改訂等の検討を行う。その検討内容を踏まえ、平成21年10月に改訂版である「ITスキル標準V3 2009」を公開する。
- (3) 情報システムユースキル標準については、各種ワーキンググループを運営し、改訂等に向けた検討を行う。また、「情報システムユースキル標準推進委員会」を新たに設置し、今後の情報システムユースキル標準の方向付けについて、関係者の協力を得つつ検討する。

) 各スキル標準の普及・導入促進

- (1) 改訂した各スキル標準に基づく附属書(概説書、ハンドブック等)を作成し、書籍として発刊するとともに、その普及を図る。
- (2) 全国の情報産業協会、地域ソフトウェアセンターを含む新事業支援機関等と連携し、普及・啓発のための講演会等の実施(40回以上)やこれらの機関が設置するスキル標準活用促進のための研究会に対する支援を行う。
- (3) ITスキル標準のレベル4以上の認定及び認証制度のあり方についての検討を行う。

(3 - 2 - 2) 新情報処理技術者試験制度の円滑な実施

- (1) 平成21年度より開始する新情報処理技術者試験制度に基づき、春期(4月)及び秋期(10月)試験の実施・運用業務を着実に進行。
- (2) 新試験制度に対応した試験システムを平成21年4月を目途に構築する。
- (3) 構造改革特区制度による全国展開特例措置及び特例措置における午前免除制度の対応を着実に実施する。また、構造改革特区制度で運用されてきた民間資格活用型修了試験の平成22年度秋期の全国展開に向けた準備を行う。

- (4) 業界団体、教育機関団体等との連携、「ITパスポート」の発行を通じた新試験制度の広報・普及活動を引き続き行い、制度の周知、定着を図る。

(3 - 2 - 3) ITパスポート試験のCBT方式導入に向けた取組み

- (1) 平成23年度からのITパスポート試験のCBT⁵⁵方式導入を目指し、CBT試験の仕組みの構築（実施業務の確立、システム構築及び運用）に向け、当該業務実施事業者の選定を行うとともに、制度構築に着手する。
- (2) CBT方式の導入に向け、ITパスポート試験向けの問題蓄積作業を継続的に行う。

(3 - 2 - 4) 産学における実践的な人材育成の支援等

) 産学連携による人材育成施策の立案と実施支援

- (1) 産学人材育成パートナーシップ情報処理分科会を経済産業省及び文部科学省とともに運営し、産学連携によるIT人材育成のための施策の検討を行う。
- (2) 産学連携IT人材育成実行ワーキンググループ及びタスクフォース（教員強化TF、教材・カリキュラムTF、インターンシップTF、リカレント教育TF）を開催し、企業から教育機関への教員の派遣等の教員強化に関する仕組み構築や企業人教員育成のためのカリキュラム等の整備、企業のニーズを反映した教育機関向け教材・カリキュラムの整備等、具体的な施策を検討するとともに、平成21年度内の実施に向けた支援を行う。

) 「IT人材育成iPedia」による情報提供

- (1) 産学における実践的なIT人材育成を支援するため、IT人材育成関連情報データベース「IT人材育成iPedia」の運営、機能拡張を行うとともに、産学連携やIT人材育成に関する情報等のコンテンツの拡充を図る。

(3 - 2 - 5) プロフェッショナル・コミュニティの強化等

- (1) プロフェッショナル・コミュニティの成果発表の場として「ITスキル標準プロフェッショナルコミュニティフォーラム（IPCF）2009」を開催する（平成21年7月予定）。
- (2) 平成20年度プロフェッショナル・コミュニティにおいて検討された内容を報告書にまとめ公開する（平成21年7月予定）。

(3 - 3) 地域・中小企業のIT化を促進する人材育成

(3 - 3 - 1) 中小企業のIT経営促進

- (1) 経済産業省が委託事業として実施する「平成21年度IT経営実践促進事業」に参画し、中小企業のIT利活用能力の向上を支援する。
- (2) 「平成21年度IT経営実践促進事業」を通じて、中小企業3団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）との連携を密接に行い、中小企業の情報化への取組みに対し機構の事業活動や成果の活用等を通じた支援を行う。

⁵⁵ CBT：Computer Based Testing。

(3 - 3 - 2) IT人材育成の地域展開

- (1) 新事業支援機関との連携により、機構の事業成果やツール等の提供、講師派遣、セミナーの開催等を行い、その活用を促進する。
- (2) 新事業支援機関の研修ニーズを踏まえ、地域IT人材育成パートナー会と連携して「地域のIT人材育成支援のためのライブ型eラーニング研修」を実施する（全国で延べ160コース以上）。
- (3) 平成20年度に作成した「ITスキル標準活用の手引」を活用し、地域・中小企業の経営者・実務担当者を対象にワークショップ等を実施（2地域以上）し、ITスキル標準を活用した人材育成の普及を図る。また、「ITスキル標準フォーラム」を開催し、地域・中小企業の経営者層を対象にITスキル標準の導入活用の事例等を紹介する。

(3 - 4) ITのグローバル化への人材面での対応

(3 - 4 - 1) ITスキル標準の国際展開

- (1) ITスキル標準のアジア展開モデルケースとして、平成20年度に構築したベトナムソフトウェア協会（VINASA⁵⁶）の資格認定システム（VRS⁵⁷）の導入を支援し、定着を図る。
- (2) 情報処理技術者試験のアジア展開と連携し、ITPEC⁵⁸会議等の場を活用したアジア各国に対するITスキル標準の説明会を開催し、導入を促す。
- (3) 欧州のスキル標準との整合性を図るため、欧州の各種関連団体の定例会等に参加し、ITスキル標準等の情報発信を行うとともに、海外のスキル標準や認定及び認証制度の動向に関する情報を収集する。

(3 - 4 - 2) 情報処理技術者試験のアジア展開

) ITパスポート試験を含む情報処理技術者試験のアジア各国相互認証の維持・発展

- (1) 新試験制度への移行を踏まえ、試験関連資料（シラバス、過去問題等）の英訳を実施するとともに、各国との協議を進める。
- (2) ITPEC責任者会議を開催（平成21年11月予定）し、新試験への対応等を進める。
- (3) 新たに相互認証を希望する国に対しては、先方の試験制度の状況に応じて、対応を進める。

) アジア共通統一試験の定着

- (1) 試験の実施、試験問題作成等を通じて、アジア共通統一試験の定着を図る。
 - 春期試験（平成21年4月26日実施）
 - ・基本情報技術者試験
 - ・ソフトウェア開発技術者試験（トライアル試験として実施。）
 - 秋期試験（平成21年10月実施予定）
 - ・基本情報技術者試験

⁵⁶ VINASA : Vietnam Software Association.

⁵⁷ VRS : VINASA Ranking System.

⁵⁸ ITPEC : Information Technology Professionals Examination Council.

ITPEC問題選定会議

- ・2009年秋期試験用（時期：平成21年 6月予定、場所：モンゴル）
- ・2010年春期試験用（時期：平成21年12月予定、場所：フィリピン）

(2) ITPEC問題選定会議等の開催に合わせて、現地でセミナー等を開催し、現地大学及び日系企業に対する試験の利用の普及に努める。

(3 - 4 - 3) 国際標準化への対応

) ソフトウェア技術者認証の国際標準化 (ISO/IEC⁵⁹ 24773)

(1) ソフトウェア技術者認証については、国際会議等に参加し、平成20年度に発行された国際規格のガイドライン作成に向けての協力を行う。

) プロジェクトマネジメントの国際標準化 (ISO 21500)

(1) 以下のPC236⁶⁰の国際会議に参加し、日本のポジション及びITスキル標準をベースとしたコンピテンシー部分の採用を強く働きかける。

第4回 日本（東京）で開催（平成21年6月1～5日）

第5回 ブラジルで開催（平成22年2月予定）

(2) 各国際会議に対応した国内委員会を開催し、日本のポジションの明確化と方針の策定を行う。

(3 - 5) 突出したIT人材の発掘・育成と活躍できる環境の整備

(3 - 5 - 1) 突出したIT人材の発掘・育成

) 積極的な人材発掘・育成

(1) 独創的なアイデアや開発力を持った若い人材に対するプロジェクトマネージャ（以下、「PM」という。）による指導及び評価を通じ、突出した若いIT人材の発掘・育成を行う。また、特に優れた人材を「天才プログラマー/スーパークリエイター」として認定する。

(2) より若い逸材の幅広い発掘・育成に重点を置き、年齢制限の引き下げを行うとともに、PM体制の強化、募集・選定方法の見直しを図り、突出した若いIT人材や高いポテンシャルを持った若いIT人材を幅広く発掘・育成する。また、本事業のさらなる充実を図るため、IT業界の若年層の実態等に関する調査を行う。

(3) 若年層を主たる対象として、外部専門家を活用した本事業の普及に関する広報プロモーションを実施し、本事業の意義やこれまでの実績等のさらなる浸透、認知度の向上を図る。

(4) より効果的な指導及び事業全般の運営・企画等の充実を図るため、新たにシニアPM（仮称）、スーパーバイザ（仮称）等を登用し、事業実施体制を強化する。また、スーパー

⁵⁹ ISO/IEC : International Organization for Standardization/International Electro-technical Commission.

⁶⁰ PC236 : Project Committee 236. プロジェクトマネジメントの国際標準化に向けたISO内の委員会。幹事国は米国、議長国は英国。

クリエイター認定方法の透明性向上を図るため、「スーパークリエイター認定評価会(仮称)」を新たに設置し、各PMが選定したスーパークリエイター候補に対するPM間のピアレビューを実施する。[平成21年度スーパークリエイター認定(平成22年9月予定)より正式運用を開始する。本年度は、平成20年度スーパークリエイター認定にあたり、PMによるピアレビューの試行を行う。]

) 発掘・育成したIT人材が活躍できる環境の整備

- (1) 高等専門学校・大学等の教育機関と連携し、PMや採択者による講義・講演、成果発表会等を開催し、新たな人材発掘・育成の循環を形成する。
- (2) 採択者のコミュニティやイベント等の開催や各種業界団体が主催する技術セミナー等との連携を通じ、人材のネットワークの構築・拡大を図る。
- (3) 成果を紹介する場の提供や企業・団体向けの説明会の開催等を通じて、採択者に対して事業化に必要な情報を提供する。
- (4) ベンチャー支援団体との連携を図り、採択者のPR、起業・ビジネスチャンスのきっかけ作りとなるイベントの企画・開催等を行う。また、IPAX2009において本事業を主体としたイベントを開催する。
- (5) 事業化を国内のみならず海外に向けて展開するため、平成20年度に実施した米国調査に基づき、今後の海外事業化支援策について検討を行う。
- (6) アドバイザ制度の活用促進を図るため、要員構成、運用方法の見直しを図り、アドバイザのメンター機能の強化を図る。
- (7) 人材活用、事業化の基盤とするため、これまで発掘・育成した人材や開発成果等を取りまとめたデータベースを活用し、積極的な情報提供を行う。また、利用者からの意見・要望等を踏まえた機能強化の仕様策定を行う。

(3-5-2) セキュリティ&プログラミングキャンプ等の実施

- (1) 若年層の情報セキュリティ及びプログラミングについての興味を深めるとともに、優れた人材の早期発掘・育成を目的として、22歳以下の学生・生徒を対象とした集中的IT関連教育プログラムである「セキュリティ&プログラミングキャンプ」を開催する(平成21年8月予定)。
- (2) 「セキュリティ&プログラミングキャンプ」の成果を広く地域に展開するため、「セキュリティ&プログラミングキャンプ・キャラバン」を実施する(平成21年11月~平成22年2月全国各地で実施予定)。

4．開放的な技術・技術標準の普及及びソフトウェア利用者の利便性向上のための環境整備

～システム連携等の相互運用性の確保に向けたオープンなソフトウェア基盤の整備～

(4-1) オープンソフトウェアの利用促進

(4-1-1) オープンな標準の普及と国際協力の推進

) オープンな標準に基づく技術参照モデルの整備等

- 1) オープンな標準に基づく技術参照モデル (TRM⁶¹)

- (1) 平成20年度版TRMに対する評価作業を継続するとともに、欧州委員会 (IDABC⁶²) と連携し、優先して採用すべき技術規格の評価基準作成及び評価作業を引き続き行い、その結果を反映した平成21年度版TRM及び解説書を発行する (平成22年3月)。
- (2) 米国を始めとする諸外国の政府調達等における相互運用性拡大への取組みについて調査を行う。

- 2) Ruby⁶³言語仕様の国際標準化

- (1) Ruby言語の国際標準化に向け、言語仕様書の第一版を発行する (平成21年6月)。
- (2) 上記仕様書について、国際的認知と合意形成のための活動 (国際会議開催、国際会議での発表、Web等による情報発信等) を行うとともに、国内外の反応や議論を踏まえ、第二版の作成作業を実施する。
- (3) 作成した第二版を国際標準化機構 (ISO⁶⁴) へ提案し (年内を目処) そのフォローアップ作業を実施する。

- 3) 連携プログラム技術評価の実施

- (1) 経済産業省告示に基づく「連携プログラム技術評価制度」について、引き続き申請受付、評価作業を適切に実施する。
- (2) 独国FOKUS⁶⁵と連携し、ソフトウェアの接続性検証を志向した新しい評価事業の調査・検討 (評価技術の調査、市場調査、制度等) を行い、相互運用検証環境の検討に着手する。

) オープンな標準に基づく情報システムの移行支援

- 1) 移行支援ツールの開発・提供

- (1) Linuxカーネル互換性テスト結果情報提供サイトの構築、Webオーサリング支援ツール (互換性の高いコンテンツ作成) の整備を継続して行うとともに、Linuxカーネルエラーメッセージ分析用データベースを新規に整備し、OSSオープン・ラボから公開する。

⁶¹ TRM : Technical Reference Model

⁶² IDABC: Interoperable Delivery of European eGovernment Services to public Administrations, Businesses and Citizens.

⁶³ Ruby : まつもとゆきひろ氏が開発したスクリプト言語とその処理系の名称。

⁶⁴ ISO : International Organization for Standardization.

⁶⁵ FOKUS : Fraunhofer Institute for Open Communication Systems (ドイツ語名 : Fraunhofer-Institut für Offene Kommunikationssysteme)

(2) オープンソースのファイル暗号化ソフトウェア開発を継続して実施し、暗号モジュールのセキュリティ要件JIS X 19790を満たすJCMVP⁶⁶認証取得済みのフリーソフトウェアとして公開する。

(3) 相互運用性拡大、旧システムからオープンな標準に基づく新システムへの移行支援に資するツールを技術WGにおいて検討し、テーマ型開発・調査事業として実施する。

- 2) Ruby適用範囲の拡大

(1) 「自治体・企業等の情報システムへのRuby適用可能性に関する調査」の報告書を取りまとめるとともに、調査結果として明らかとなった問題点について、その解決を図るための技術的課題の検討を行う。

- 3) 高信頼に日本語を扱える情報処理環境の整備

(1) 新ライセンスのOSI⁶⁷認定を取得し、IPAフォントの一層の普及を図る。

(2) IPAフォントコミュニティサイトを運用し、フォントの技術的・デザインの改善をオープンに進めるとともに、有識者等からなる「文字検討委員会（仮称）」を組織し、フォントの品質管理及び文字の取扱いに関する将来像について検討を行う。

(3) 新ISO標準に基づく日本語外字（人名、旧字等）問題等、日本語を高信頼に扱える情報処理環境の普及に向けた経済産業省の取組みを支援する。

) オープンソフトウェア分野の国際協力の推進

- 1) 国際会議の開催

(1) 第8回北東アジアOSS推進フォーラムを開催する（平成21年10月、東京）。

(2) 米国リナックスファウンデーション(TLF⁶⁸)との共催によるLinux国際会議（仮称）を開催する（平成21年10月、東京）。

- 2) 北東アジアにおける共通OSSモデルカリキュラムの策定

(1) 平成20年度に引き続き、機構が整備した「OSSモデルカリキュラムV1」を北東アジアOSS推進フォーラムに提案し、日中韓の共通カリキュラム策定の議論を促進する。

- 3) 海外関連機関との協力関係の構築

(1) 既に相互協力協定（MCA⁶⁹）を締結している米国TLF、米国ソフトウェアフリーダム・ローセンター（SFLC⁷⁰）、独国FOKUS、韓国KIPA⁷¹、タイ国SIPA⁷²との連携を維持するとともに、アジア各国のOSSセンターと引き続き協力する。

⁶⁶ JCMVP: Japan Cryptographic Module Validation Program。暗号モジュール試験及び認証制度。

⁶⁷ OSI: Open Source Initiative。オープンソースについての定義を決め、その定義に適合するライセンスを認定する国際任意団体。OSI認定ライセンスによるソフトウェアのみを同梱して配布するOSS製品が多い。

⁶⁸ TLF: The Linux Foundation。

⁶⁹ MCA: Mutual Cooperation Agreement

⁷⁰ SFLC: Software Freedom Law Center。

⁷¹ KIPA: Korea IT Industry Promotion Agency。

⁷² SIPA: Software Industry Promotion Agency。

- (2) 欧州委員会 (IDABC) と経済産業省との政府間連携について支援を行う。
- (3) 欧州側からの呼びかけに応えるべく、Qualipsoネットワーク⁷³への加盟の検討を行う。
- (4) 中国との新たな連携先について検討する (CSIP⁷⁴等)。

(4-1-2) オープンソフトウェアに係る人材育成

- (1) 「OSSモデルカリキュラムv1」(平成20年10月公開)の改訂(組込みシステム分野の見直し等)に着手する。また、「OSSモデルカリキュラム導入支援事業」を新たに5機関以上の教育機関(大学・専門学校、研修機関等)にて実施するとともに、使用した教材をオープンコースウェアとして公開し、さらなる導入促進を図る。
- (2) OSSオープン・ラボ向けの研修用コンテンツ(Linux、PostgreSQL、Ruby等)を作成する。また、地域ソフトウェアセンター等と連携し、これらを活用した研修を5回以上実施し、地域におけるオープンソフトウェアに係る人材育成の取組みを促進する。
- (3) Linuxカーネル読書会(ソースコードの解説)の開催を支援する(10回以上)。
- (4) オープンソフトウェアの活用及び分離調達の具体的手法等について、総務省情報調達統一研修等に講師を派遣する。

(4-1-3) オープンソフトウェアの組込みシステムへの利用促進

- (1) 平成21年3月に発行したGPL⁷⁵v3解説書の第一版について、関係各界からの質問・意見を収集し、SFLCとも連携してさらなる充実を図る。
- (2) 「OSSに係る特許や著作権等の法的課題の取組みに関する調査」の報告書を発行(10月)するとともに、調査結果を普及するためのセミナーを開催する。さらに関係各界から収集した質問・意見を踏まえ、OSSライセンスのあり方について戦略的な視点から検討を行う。

(4-1-4) オープンソフトウェアの普及・啓発

) 情報収集・発信の拡充

- (1) 「OSS iPedia」の安全な運用及び利便性を向上させるための機能拡充を行うとともに、OSS導入事例、OSSの性能評価情報、ソフトウェアカタログ等のコンテンツのさらなる充実を図り、「OSS iPedia」からの情報発信を強化する。
- (2) 内外への発信力を強化するために以下の取組みを実施する。
 - ウェブサイトによる情報発信を強化するため、掲載情報の整理及び英語版サイトの充実を図る。

⁷³ Qualipsoネットワーク：Qualipso計画(OSSの品質改善、普及を目的として、欧州、ブラジル、中国の21機関が参加する2006年～2010年の4年間のプロジェクト)によって立ち上げられる6箇所のCompetence Centerに新規加入者を加え、それらが連携協力する組織。

⁷⁴ CSIP：Software and Integrated Circuit Promotion Center。中国情報産業部ソフトウェア・集積回路促進センター。

⁷⁵ GPL：「GNU (GNU's not UNIX) 一般公衆利用許諾契約書(GNU General Public License)」の意で、LinuxカーネルやSamba、MySQL等多くのソフトウェアに適用されているライセンスの一つ。

「地方自治体における情報システム基盤の現状と方向性の調査」及び「OSS活用ITソリューション市場の現状と将来展望に関する調査」を平成20年度に引き続き実施し、調査結果を公表するとともに、今後の事業戦略立案に活用する。

事業成果の戦略的な広報を推進するため、機構主催イベント及び民間主催イベントでの講演、展示、「OSS iPedia」による公開等を行う他、必要に応じて出版等を行う。

）OSS開発・評価等の支援環境（OSSオープン・ラボ）の拡充

- (1) OSSオープン・ラボを活用して、開発コミュニティ（フォント開発コミュニティ等）の育成を行う。
- (2) 地域ソフトウェアセンターとも連携し、OSSオープン・ラボを活用した地方向け研修（PostgreSQL、Ruby等）を実施する。
- (3) OSSオープン・ラボにおけるオープンソフトウェアの体験環境（各種ワークロの相互運用性の体験等）の充実を図る。
- (4) 利用状況や外部からの意見を踏まえ、さらに拡充すべきツールについて検討し、整備を図る。

）オープンな標準に係る技術の調査研究

- (1) 相互運用性検証技術、OSS及びオープンな標準に基づくクラウド・コンピューティング向け技術の検討等、オープンな情報システムの普及のために、将来の事業として取り組むべき課題について、制度面、技術面から検討する。
- (2) 相互運用性拡大へ向けた諸外国の取組みに関する調査を実施する。

）日本OSS推進フォーラムとの連携

- (1) 事業成果の業界への普及及び業界の意見集約を図るため、日本OSS推進フォーラムの事務局業務を担う。

(4-2) 中小企業経営の革新を実現するITベンチャーへの支援

- (1) 経済産業省の実施する中小企業向けSaaS活用基盤整備事業と連携して、SaaS型の新しいビジネスモデルや技術を活用して事業化を目指す中小ITベンチャーに対して、開発から事業化に至るまでの一貫した支援を実施する。
- (2) これまで実施してきた中小ITベンチャー支援事業の開発者に対する事業化を支援するため、開発成果を紹介する場や様々な専門家、企業等との交流の機会を提供する。

(4 - 3) 債務保証事業

) 新技術債務保証制度の見直し

(1) 申請状況、保証実績等を踏まえつつ、廃止等の見直しを行う。

) 新技術債務保証制度の健全性の確保

(1) 第二期中期目標期間中平均で代位弁済率8%以下を目指し、利用企業の利便性に配慮しつつ、資金繰りチェックや代表者面談等により審査力を強化し、不良債権の発生を抑える。

(2) 既存の新技術債務保証の債権管理については、決算書類の徴求、代表者との面談、金融機関との連携等により、適切に実施する。

) 一般債務保証業務

(1) 既存の一般債務保証の債権管理については、決算書類の徴求、代表者との面談、金融機関との連携等により、適切に実施する。

・業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. PDCAサイクルに基づく継続的な業務運営の見直し

- (1) 年度計画の着実な実施を図るため、上期終了時点において事業の進捗状況の把握を行うとともに、それを踏まえた「平成21年度下期実行計画」を策定する。また、予算の適切な執行に向け、「中間仮決算」を実施する。
- (2) 機構に設置した各種審議委員会による事業評価や有識者・利用者に対するヒアリング（100者以上）等を行い、その結果を事業運営に反映させる等、PDCAサイクルの実践を継続する。また、ソフトウェア等の開発成果についても、第一期中期目標期間で終了した事業を含め、フォローアップ調査を実施する。
- (3) 平成21年度監査計画に基づき、上期においては情報処理技術者試験センター業務、下期においては評価認証業務及び連携プログラム技術評価業務についての監査を行い、監査結果を業務にフィードバックする。

2. 機動的・効率的な組織及び業務の運営

- (1) PDCAサイクルに基づく継続的な業務運営の見直しの結果を業務に反映させるとともに、ITを巡る内外の情勢変化等を踏まえ、運営効率向上のための最適な組織体制に向けて不断の見直しを図る。
- (2) 行政改革における人件費削減の要請に応えつつ、限られた人員で効果的・効率的に事業を実施するため、相乗効果をもたらすような部署間連携の強化を図るとともに、課題解決に対応した最適な組織体制を柔軟に整備する。また、産学の外部専門家が自主的に参加するワーキンググループ、タスクフォースの活用や、外部コミュニティ等との連携を強化する。
- (3) 業績評価制度を引き続き着実に実施し、その評価結果を賞与及び昇給に適正に反映させる。
- (4) 職員の専門的な能力涵養のため、内外の関連学会、委員会及びセミナー等への参加を引き続き推進する。また、機構の業務を的確かつ円滑に遂行することができる人材を育成するため、機構職員を講師とする勉強会（1hourセミナー）を引き続き実施するとともに、その内容の充実を図る。さらに職員全般の共通的能力の向上のための職員研修を計画的に実施する。
- (5) 業務内容に応じて民間事業者や外部専門機関を有効に活用することにより、業務の効率化を図る。民間事業者や外部専門機関の選定にあたっては、可能な限り競争的な方法により行うとともに、十分な公募期間の設定と情報提供を行う。
- (6) 北海道、東北、九州支部が実施している試験会場の確保・試験運営業務について民間競争入札を実施する。また、既に民間競争入札を実施した広島、高松、那覇試験地については、平成22年度の契約期間満了に伴い、改めて民間競争入札を実施する。
- (7) 平成20年度に民間競争入札を実施した中国支部を廃止する。

3．戦略的な情報発信の推進

(3 - 1) ITに係る情報収集・発信等(シンクタンク機能の充実)

- (1) 機構のニューヨーク事務所を活用し、米国におけるITの最新動向の把握に努める。
また、情報セキュリティ、ソフトウェアエンジニアリング、IT人材育成、オープンソフトウェア等の各分野における個別テーマに関する調査や各種実態・動向調査等の統計的調査を実施し、内外の情報を収集、分析するとともに、積極的な情報発信を実施する。
- (2) 以下の情報サービス産業関係団体との間で、トップレベルでの定期的な意見交換会を開催し、ユーザニーズやIT関連の市場動向の把握に努める。
 - ・ 社団法人 情報サービス産業協会 (JISA⁷⁶)
 - ・ 社団法人 コンピュータソフトウェア協会 (CSAJ⁷⁷)
 - ・ 社団法人 日本情報システム・ユーザー協会 (JUAS⁷⁸)
 - ・ 社団法人 組込みシステム技術協会 (JASA⁷⁹)
 - ・ 特定非営利活動法人 ITコーディネータ協会 (ITCA⁸⁰)
- (3) 最先端の分野における知見を高めるため、専門家を招いた勉強会等を定期的に行う。
- (4) 海外関係機関との共同事業や委託調査、意見交換等を行い、連携強化を図る。また、関連分野の国際会議への積極的な参加等を通じ、国際的な情報発信及び最新情報の収集に努める。
- (5) 機構の事業成果について、より具体的な形でユーザに普及するため、ツール・データベース化を推進し、公共財として提供する。また、これらの成果を「『見える化』ツール&データベースカタログ」に追加し、利用の促進を図る。
- (6) 「クラウド・コンピューティング」をテーマとして、産学官の有識者から構成される「クラウド・コンピューティング社会の基盤に関する研究会」を開催し、主としてユーザ側の視点からクラウド環境下における信頼性、セキュリティ等の新たな課題の抽出・整理等を行う。また、今後、機構として重点的に取り組むべき技術的な課題を整理するとともに、当該技術分野における技術ロードマップの策定を行う。

(3 - 2) 戦略的広報の実施

- (1) 各事業の内容及び成果の特徴、対象等を踏まえた平成21年度年間イベント計画を策定する。イベント等の開催にあたっては、常にその効果をアンケート等で確認するとともに、報道関係者等に対するヒアリングを実施し、その結果を平成22年度の年間イベント計画策定に反映させる。

⁷⁶ JISA : Japan Information Technology Services Industry Association.

⁷⁷ CSAJ : Computer Software Association of Japan.

⁷⁸ JUAS : Japan Users Association of Information Systems.

⁷⁹ JASA : Japan Embedded Systems Technology Association.

⁸⁰ ITCA : IT Coordinators Association.

- (2) 機構ウェブサイトのコンテンツの充実を図り、有益かつ迅速な情報提供に努める。
また、事業成果の主要なものについては、事業終了後2か月以内にウェブサイトに掲載する。
- (3) 広く産業界、経営者等を対象とした機構の事業成果総合展として、事業成果の展示を伴う「IPAX2009」(平成21年5月26、27日)及び講演・セミナーを中心とする「IPAフォーラム2009」(平成21年10月下旬～11月上旬予定)を開催する。また、情報セキュリティ、ソフトウェアエンジニアリング等各専門分野について、機構主催による講演、セミナーを開催するほか、外部イベントを活用し、積極的に事業成果を普及する。
- (4) 以下の各種表彰制度等について受賞者等を選定し、「IPAX2009」、「IPAフォーラム2009」等において、表彰式等を行う。
 情報セキュリティ標語・ポスター2009
 スーパークリエータ(平成20年度分)
 2009年度日本OSS貢献者賞
 ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー2009
 『SEC journal』論文賞
- (5) 報道関係者向け説明会等や個別取材対応を積極的に行い、機構及び事業成果の認知度向上に努める。
- (6) 機構の行う公募、入札、イベント・セミナー情報等について、「メールニュース」等を通じた積極的な情報提供を行うとともに、毎月の事業成果について、「情報発信」として広報する。メーリングリストの登録者数については、常に40,000件以上となるよう、積極的な勧誘を行うとともに、配信内容の一層の充実を図る。

4. 業務・システムの最適化

- (1) 情報処理技術者試験業務の最適化については、以下の事項を実施する。
 試験実施業務、結果評価・通知業務等の具体的な改善策について、引き続き検討を行う。
 平成21年度より開始する新制度による情報処理技術者試験の実施にあたり、平成20年度に再構築した試験システムを安定的に運用する。
 平成20年度に作成したCBT関連システムの要求仕様に基づき、システムの調達を行う。
- (2) 財務業務の最適化については、以下の事項を実施する。
 平成20年度に引き続き、管理すべき財務関連情報の整理及び責任の所在等の明確化に取り組み、業務処理の一貫性、透明性の確保に努める。
 業務実施、業務の引継ぎ、内部統制等に活用されるべき業務マニュアルの拡充と関連部門への周知を行う。業務マニュアルの整備にあたっては、審査・登録、台帳管理、周知・啓発、質問・改善要求対応、自己点検等を行う全体的な体制を構築して実施する。平成21年度に整備及び改訂を行うマニュアルは、以下の業務とする。
 1) 調達・契約 2) 委員会運営 3) 文書管理

5．業務経費等の効率化

厳密な予算執行管理を継続して実施し、適正な執行を図る。運営費交付金を充当して行う業務においては、第二期中期目標期間中、一般管理費（人事院勧告を踏まえた給与改定分、退職手当を除く。）及び業務経費（新規分、拡充分を除く。）について、毎年度平均で前年度比3%以上の効率化を行う。

6．総人件費改革への取組み

- (1) 総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減（平成22年度までに平成17年度比5%以上の削減（競争的研究開発費等の受託事業に係る人件費を除く。））の着実な実施を図るとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革等を踏まえた適切な見直しを実施する。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）」に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
- (2) 給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程及び総人件費を引き続き公表する。また、給与水準についての検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組み状況を公表する。

7．調達適正化

契約事務マニュアル・調達事務マニュアル及び財務部に設置した契約に関する担当者（契約相談窓口）を活用することにより、業務運営の一層の効率化を図る。また、入札・契約の適正化を一層推進し、やむを得ない案件を除き、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）により調達を行うとともに、その取組み状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施することとする。さらに、入札・契約の適正な実施について、監事等による監査を受けるものとする。

8．機構のセキュリティ対策の強化

- (1) 情報管理委員会の開催、職員教育、自己点検等を通じ、情報セキュリティ基本規程及びそれに基づく情報セキュリティ対策基準の遵守の徹底を図る。
- (2) 情報セキュリティ対策実施手順等の整備を図るとともに、情報漏えい防止、侵入検知・防止等のシステム機能の強化を図る。

・財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1．自己収入拡大への取組み

- (1) ITセキュリティ評価及び認証制度、暗号モジュール試験及び認証制度について、引き続き積極的な広報活動を通じて、その利用拡大を図る。
- (2) 機構主催のイベント出展料等については、引き続き適切な受益者負担を求めていく。

2．決算情報・セグメント情報の公表の充実等

機構の財務・業務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報及び事業実績報告の充実等を図るものとする。

3．地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）

- (1) 地域ソフトウェアセンターの経営状況を的確に把握するため、平成20年度決算ヒアリング等を行うとともに、適宜指導・助言を実施する。
- (2) 地域ソフトウェアセンターの支援要請に基づき、経営コンサルタント及び教育研修コンサルタントを現地に派遣する。
- (3) 地域ソフトウェアセンター間の情報交換の場である地域ソフトウェアセンター全国協議会（年度内3回開催）での意見交換、機構の活動内容の紹介等を通じ、地域ソフトウェアセンターの活性化を図る。また、各地域ソフトウェアセンター間及び機構との広域ポータルサイトを活用して、IT人材育成関連情報の提供を行う。

．予算（人件費見積りを含む。） 収支計画及び資金計画

1．予算（別紙参照）

- 総表（別紙 1 - 1）
- 事業化勘定（別紙 1 - 2）
- 試験勘定（別紙 1 - 3）
- 一般勘定（別紙 1 - 4）
- 地域事業出資業務勘定（別紙 1 - 5）

2．収支計画（別紙参照）

- 総表（別紙 2 - 1）
- 事業化勘定（別紙 2 - 2）
- 試験勘定（別紙 2 - 3）
- 一般勘定（別紙 2 - 4）
- 地域事業出資業務勘定（別紙 2 - 5）

3．資金計画（別紙参照）

- 総表（別紙 3 - 1）
- 事業化勘定（別紙 3 - 2）
- 試験勘定（別紙 3 - 3）
- 一般勘定（別紙 3 - 4）
- 地域事業出資業務勘定（別紙 3 - 5）

．短期借入金の限度額

運営費交付金の受入等の遅延が生じた場合、短期借入金の限度額（15億円）の範囲内で借入を行う。

．重要な財産の譲渡・担保計画

なし

．剰余金の使途

平成21年度で各勘定に剰余金が発生したときには、翌年度の後年度負担に考慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。

- ・ソフトウェアの安全性・信頼性向上に関する業務等の充実
- ・短期の任期付職員の新規採用
- ・人材育成及び能力開発研修等
- ・広報、成果発表会等
- ・情報処理技術者試験の充実・改善、質の向上

・その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1．施設及び設備に関する計画

なし

2．人事に関する計画

(1) 人事異動等人材の流動化を促進することで、適材適所の任用を図る。

(2) 各事業ごとに、外部の専門人材を活用した執行体制について、適宜見直しを行い、効率的かつ効果的な組織運営を行う。

3．中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、情報処理技術者試験業務等において当該業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性・適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。

4．積立金の処分に関する事項

主務大臣の承認を受け第一期中期目標期間の最終事業年度より繰り越した積立金については、承認の範囲内において情報処理技術者試験の制度改正等に係る経費の支出及び第一期中期目標期間中に自己収入財源で取得し第二期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却費等に要する費用に充てることとする。

予算（総表）

（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	4,842
業務収入	2,993
その他収入	257
計	8,092
支出	
業務経費	9,273
一般管理費	1,849
計	11,122

〔人件費の見積り〕

平成21年度には1,705百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

〔注記〕

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

予算（事業化勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
業務収入	0
計	0
支出	
業務経費	0
一般管理費	0
計	0

〔人件費の見積り〕

平成21年度には0百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

予算（試験勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
業務収入	2,855
その他収入	8
計	2,863
支出	
業務経費	2,169
一般管理費	741
計	2,911

〔人件費の見積り〕

平成21年度には458百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

予算（一般勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	4,842
業務収入	138
その他収入	241
計	5,221
支出	
業務経費	7,104
一般管理費	1,108
計	8,211

〔人件費の見積り〕

平成21年度には1,247百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

予算（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
その他収入	8
計	8
支出	
計	0

収支計画（総表）

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	8,252
業務費用	6,125
一般管理費	1,872
減価償却費	255
収益の部	
経常収益	7,797
運営費交付金収益	4,842
業務収入	2,886
その他収入	2
資産見返負債戻入	67
財務収益	255
純利益（ 純損失）	200
前中期目標期間繰越積立金取崩額	208
目的積立金取崩額	0
総利益（ 総損失）	8

〔注記〕

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

収支計画（事業化勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	0
業務費用	0
一般管理費	0
収益の部	
経常収益	0
業務収入	0
純利益（ 純損失）	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益（ 総損失）	0

収支計画（試験勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	3,078
業務費用	2,119
一般管理費	764
減価償却費	195
収益の部	
経常収益	2,863
業務収入	2,855
その他収入	0
資産見返負債戻入	8
財務収益	8
純利益（ 純損失）	208
前中期目標期間繰越積立金取崩額	208
目的積立金取崩額	0
総利益（ 総損失）	0

収支計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	5,173
業務費用	4,006
一般管理費	1,108
減価償却費	60
収益の部	
経常収益	4,934
運営費交付金収益	4,842
業務収入	31
その他収入	2
資産見返負債戻入	59
財務収益	239
純利益（ 純損失）	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益（ 総損失）	0

収支計画（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	
収益の部	
財務収益	8
純利益（ 純損失）	8
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益（ 総損失）	8

資金計画（総表）

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	13,118
業務活動による支出	7,924
投資活動による支出	3,198
翌年度への繰越	1,996
資金収入	13,118
業務活動による収入	8,099
運営費交付金による収入	4,842
業務収入	2,993
その他収入	264
投資活動による収入	2,991
当年度期首資金残高	2,029

〔注記〕

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

資金計画（事業化勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	1
業務活動による支出	0
翌年度への繰越	1
資金収入	1
業務活動による収入	0
業務収入	0
当年度期首資金残高	1

資金計画（試験勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	3,851
業務活動による支出	2,811
投資活動による支出	100
翌年度への繰越	941
資金収入	3,851
業務活動による収入	2,863
業務収入	2,855
その他収入	8
当年度期首資金残高	989

資金計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	9,243
業務活動による支出	5,113
投資活動による支出	3,098
翌年度への繰越	1,031
資金収入	9,243
業務活動による収入	5,228
運営費交付金による収入	4,842
業務収入	138
その他収入	248
投資活動による収入	2,991
当年度期首資金残高	1,024

資金計画（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	23
翌年度への繰越	23
資金収入	23
業務活動による収入	8
その他収入	8
当年度期首資金残高	15